

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (東田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月1日、令和7年1月11日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高低差のある地形から、圃場の未整備区域が多く残り、農地の集約・集積化に遅れが生じている。
今後の営農に関して、規模拡大意向が1戸、現状維持が16戸であることから、10年程度は地区内の耕作者の協力により農地の維持は可能である。
一方、65歳以上の生産者の割合が51.6%と高く、全体農地の約21.0%となる8.2haが規模縮小や離農の意向である。加えて、現在は耕作しているが、10年後の耕作状況について「わからない」という意向の農地が5.1haとなっている。
今後、後継者未定であることや、高齢化に伴い離農する生産者並びに休耕田の増加、荒廃農地の増加 などが将来的な課題となっている。
当地区は、水稻(酒米:山田錦)が主産物だが、水稻を主とする中心経営体(認定農業者)が不在であり、新たな担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

村米制度による酒米の最高品種「山田錦」の生産を継続しつつ、減産傾向にある作付面積に対応するため、小粒種への転換や必要に応じて高収益作物への転作を図り、生産者の経営安定を目指す。また、観光いちご園を有する地域である特色を活かし、行政・農協等と連携し、地産地消の推進並びに観光農業の活性化・充実を図る。
地区内の農業者で構成する集落営農組織(東田営農組合)については、現耕作地の維持を当面の目標とするが、将来的には非組合員の加入促進も図りながら、地区内で発生が予想される耕作放棄地の営農ができる体制も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体(認定農業者)が営農する農地は、地域計画の区域に位置付けられた農地面積の約8.5%を占めるが、更に農地拡大の意向があることから、効率的な営農に配慮しつつ農地の集積を進める。また、上記の課題にあるとおり65歳以上に占める耕作面積の割合が大きいため、離農時は地域において協議し、耕作意欲のある担い手への集約化を図る必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
東田地区の農地集積・農地の集約化は、農地中間管理機構を活用しつつ進めるが、貸し手については、古来の村米制度や特A地区山田錦生産の伝統を守る観点から、地区内の農業者への貸付を優先する。なお、借り手がつかない場合等は、地域との協議・同意のもと中間管理機構を活用する。また、中心経営体や農地集積を進める生産者が、病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合においても、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へのマッチングを進めることができるよう、行政や機構を通じて地区内外の生産者への貸付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
更に農業の生産効率の向上と円滑な農地集積・集約化を図るため、担い手の確保を最重点に置くと共に未整備の圃場の整備を検討し、地域ぐるみによる農地の維持管理と保全に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、みのり農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ及びアライグマによる農業被害の多い地域であることから、地域において有害鳥獣害の頻発する区域を重点対策区域として位置づけ、兵庫県猟友会美囊支部と連携しつつ個体数の減少を図るとともに、市と連携し、電気柵等の設置により防除対策に取り組む。

③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。

⑦多面的機能支払交付金制度等の事業も活用しつつ集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。

⑩獣害のほか、水害、寒乾害、高温害等の被害による収益減少に対処するため、共済制度や収入保険 制度等セーフティネットへの加入を促進する。